

松下国際財団 研究助成

研究報告

【氏名】中山真里

【所属】（助成決定時）大阪経済大学経営学部専任講師

【研究題目】国際的な著作権の利用契約に関する研究

【研究の目的】

国際的な著作権の利用契約について、各国の著作権法上の内容を踏まえ、国際私法上どのように規律すべきかについて考察した。原則として、当事者の権利義務は当事者自治に委ねるべきであり、個々の問題となる著作物や各種の利用形態に応じて検討し、各業界や権利者団体が標準契約書等における契約秩序の形成なども考察した。比較法的に交渉力や経済力の格差がある場合の当事者自治の修正も考察した。インターネットにおける契約の特有の問題であるシュリンクラップ契約やクリックオン契約など、一方の当事者が予め内容を定めて、他方の当事者はそれに同意するか契約を締結しないかの自由しかないような契約形態について、著作物の利用契約の国際私法上の規律について、諸外国の法状況を比較法的に考察すると共に、国際的な著作権の利用契約が問題となった場合に、著作権者の権利の確保とユーザーの情報の自由な利用やアクセス権等の双方に配慮し、調整できるように規律方法を考察した。

【研究の内容・方法】

著作権の契約に関する準拠法については、問題とされる著作権自体の成立要件、保護範囲、効力の制限規定等に関する問題は、著作権固有の準拠法の問題として、それぞれの個々の著作物の利用地法に委ねる見解が支配的である。ベルヌ条約5条2項により認められる保護国法の原則に依拠する見解もある。契約期間や利用許諾権者の義務、債務不履行の場合の責任等、契約から生じる当事者間の権利義務については、当事者自治に委ねられ、当事者が自由に選択できると解されている。ドイツでは、著作権の利用契約の準拠法には当事者自治の原則を認めず、それぞれの利用地法に委ねるべきとの見解が有力である。途上国でも、著作権者や自国産業の保護のために、自国法が強行的に適用されるとの見解もある。著作権の利用契約の準拠法について当事者が選択して定めることを認めるべきか、当事者の選択した国の法の適用を認めるとしても、当事者による選択のない場合は、どのように適用されるべきかを決定するのか等、検討した。比較法的な考察として、米国では、2008年6月の米国法律協会による「知的財産：国境を越えた紛争における裁判管轄権、法選択及び外国判決に関する法原則」における著作権の利用契約の準拠法について検討した。欧州では、1980年「契約債務に関する準拠法についてのEC規則」（ローマI）のルールは著作権の利用契約にも適用されると解釈されており、各国におけるこれまでの判例や学説なども踏まえて、この規則の適用や解釈についても検討した。これらの法原則や規則に関する議論や判例について検討した。我が国の国際私法に関する制定法である「法の適用に関する通則法」における契約に関する準拠法の規定等を参照しながら、判例などの事例も参照しながら、著作権の利用契約について、一般に弱者であることの多い著作物の保護をいかに配慮すべきか、消費者契約における消費者の保護に関する強行法規の特別連結、公序などの適用についても考察した。

【結論・考察】

国際私法上、著作権の利用契約の準拠法については、比較法的に考察すれば、ドイツにおいて有力な保護国法による見解のように個々の著作物の利用地国法を適用する考えもあるが、契約一般の問題と同様に考え、当事者の法選択を認めて、当事者自治の原則を認めるべきである。インターネットにおいても同様であり、著作権者と利用者との自由な法選択を認めるべきであろう。インターネットにおいては複数の国において利用されることが多いと考えられるため、個別の国の法によるより、当事者自治を認める必要性が高い。シュリンクラップ契約やクリックオン契約の有効性も契約準拠法に委ねて考察すべきである。場合によっては、利用者あるいは消費者を保護する観点から、強行規定の適用も必要であり、各国の消費者保護法制や、著作権の利用者保護のためにも利用されうる各国の著作権法上の著作権の制限規定の適用を強行法規の特別連結により適用できるであろう。個別具体的に公序により外国法の適用を排斥する方法も可能である。